

家電リサイクル法 Q & A

家電リサイクルに関するよくある質問をまとめています。

家庭から排出する場合の Q&A は **家庭**、事業所から排出する場合の Q&A は **事業者** の表示をしています。

《家電リサイクルについて》 pp. 3-4 **家庭** **事業者**

- Q1. 家電リサイクル法の対象となる家電製品は何ですか。
- Q2. 古くなった対象家電製品の引き取りは誰に頼めばよいのですか。
- Q3. 販売店などが引き取った使用済家電は、どこに運搬されるのですか。
- Q4. 販売店に頼まず、指定引取場所に直接持ち込むことはできるのですか。
- Q5. 指定引取場所はどこにあるのですか。
- Q6. 指定引取場所に集まった使用済家電は、その後どのように処理されるのですか。
- Q7. 回収された部品や材料などは、きちんと再利用されるのですか。

《料金や支払いについて》 pp. 5-6 **家庭** **事業者**

- Q8. 排出者（消費者等）が負担する料金はいくらですか。
- Q9. 収集運搬料金はいくらですか。
- Q10. リサイクル料金はいくらですか。
- Q11. 販売店に対象家電製品を引取ってもらう場合、家電リサイクル券をあらかじめ購入しておく必要があるのですか。
- Q12. 販売店以外に対象家電製品を引き取ってもらう場合、家電リサイクル券をあらかじめ購入しておく必要があるのですか。
- Q13. 販売店に持っていかなければ引き取ってくれないのですか。
- Q14. 買った販売店が分からなくなってしまったのですが。
- Q15. 販売店・メーカーにはどのようなものがありますか。

《事業所からの排出について》 pp. 7-8 事業者

Q16. 事業所で使われている機器でも対象となりますか。

Q17. 事業所はどのような方法で対象機器を処理すればよいですか。

Q18. 事業所で使われている機器を処理する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は必要となるか。

Q19. メーカー以外の者に処分を委託してもよいですか。

《その他》 p. 9 家庭 事業者

Q20. 外国製品も対象ですか。

Q21. エアコン、冷蔵庫・冷凍庫に含まれるフロンガスはどうなるのですか。

Q22. 家電製品がきちんとメーカーに引き渡されているか確認したいのですが。

Q23. 対象の家電製品を、「無料回収」を謳う回収業者に引き渡してもよいですか。

《家電リサイクルについて》

Q1. 家電リサイクル法の対象となる家電製品は何ですか。

家庭 事業者

A1. 家庭用として製造・販売されている「エアコン」「テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機、衣類乾燥機」の4品目です。家庭用として製造・販売されているものであれば、事業所で使用しているものも該当します。なお、業務用専用に製造されたもので、一般家庭では使用されていない型式のものは含まれません。

Q2. 古くなった対象家電製品の引き取りは誰に頼めばよいのですか。

家庭 事業者

A2. その製品を買った販売店か、同じ種類の製品を買おうとしている（＝買い換えようとしている）販売店にご連絡ください。販売店には古い対象家電製品を引き取る義務があります。

Q3. 販売店などが引き取った使用済家電は、どこに運搬されるのですか。

家庭 事業者

A3. メーカーが、使用済みの自社製品（家電4品目）を引き取るための拠点を全国各地に設け、ここに販売店が運搬することになります。この拠点は「指定引取場所」といい、「[一般財団法人家電製品協会](#)」のホームページで所在地が公表されています。

Q4. 販売店に頼まず、指定引取場所に直接持ち込むことはできるのですか。

家庭 事業者

A4. 可能です。指定引取場所へ持ち込めば、引き取ってもらえます（事前にリサイクル料金の支払が必要です）。

Q5. 指定引取場所はどこにあるのですか。

家庭 事業者

A5. 東京都内には、指定引取場所が14か所設置されています（令和4年8月現在）。それぞれの所在地については、[一般財団法人家電製品協会](#)のページをご覧ください。

Q6. 指定引取場所に集まった使用済家電は、その後どのように処理されるのですか。

家庭 事業者

A6. メーカーによって、再商品化施設（リサイクル工場）に運搬され、そこでリサイクルされます。各工場では、法律で定められたリサイクル率などの基準（下表）を満たすようにリサ

イクルが行われます。特徴的なのは、サーマルリサイクル（焼却熱を利用すること）は、リサイクル率の計算に含まれないことです。マテリアルリサイクル（焼却せずに素材を再利用すること）のみでリサイクル率を達成する必要があります。

<リサイクル率>

エアコン		80%以上
テレビ	ブラウン管	55%以上
	プラズマ・液晶	74%以上
冷蔵庫・冷凍庫		70%以上
洗濯機・衣類乾燥機		82%以上

Q7. 回収された部品や材料などは、きちんと再利用されるのですか。

家庭 事業者

A7. 部品や材料をただ回収するだけではリサイクル率にカウントされません。次のどちらかの条件を満たしてはじめて「リサイクルされた」と見なされます。

- (1) メーカーが自社製品の部品や材料に自ら利用すること
- (2) 製品の部品や材料に利用しようとしている人に売却又は無償譲渡できる状態にすること

《料金や支払いについて》

Q8. 排出者（消費者等）が負担する料金はいくらですか。

家庭 事業者

A8. 排出者（消費者等）の負担する料金は、「販売店などの収集・運搬料金」及び「メーカーのリサイクル料金」です。収集・運搬料金は販売店により、リサイクル料金は製造業者等により異なります。

Q9. 収集運搬料金はいくらですか。

家庭 事業者

A9. 収集運搬料金は各販売店などによって異なります。排出の際に販売店などにお確かめください。

Q10. リサイクル料金はいくらですか。

家庭 事業者

A10. [一般財団法人家電製品協会](#)のページで料金の検索ができますので、ご確認ください。

Q11. 販売店に対象家電製品を引取ってもらう場合、家電リサイクル券をあらかじめ購入しておく必要があるのですか。

家庭 事業者

A11. 販売店が家電リサイクル券を交付しますので、排出者（消費者等）が用意する必要はありません。販売店が家電リサイクル券を取り扱っている場合などは、その場でリサイクル料金を支払うことも可能です。

Q12. 販売店以外に対象家電製品を引き取ってもらう場合、家電リサイクル券をあらかじめ購入しておく必要があるのですか。

家庭 事業者

A12. 引取依頼先によって方法が異なりますので、排出の際にご確認ください。引取依頼の方法等、詳細については、お住まいの各区市町村のホームページ等でご確認ください。

Q13. 販売店に持っていかなければ引き取ってくれないのですか。

家庭 事業者

A13. 販売店には、その対象家電製品が排出される場所において引き取る義務があります。消費者が販売店に自ら持ち込む必要はありません（ただし、収集に係る料金が必要です）。

また、郵便局で家電リサイクル券を購入して自ら指定引取場所に持ち込むこともできます。事業所から排出する場合は、有効な許可を持った産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への運搬を委託することも可能です。

Q14. 買った販売店が分からなくなってしまったのですが。

家庭 事業者

A14. ご質問のような場合や、「引越しをしたので以前この製品を買った販売店が近くにない」などの場合でも、買換えの予定があればその販売店に引き取ってもらうことができます。

Q15. 販売店・メーカーにはどのようなものがありますか。

家庭 事業者

A15. 販売店には、一般の家電販売店のほか、通信販売で家電製品を販売している事業者、中古家電製品を取り扱う古物商、リサイクルショップや質屋なども含まれます。メーカーには、家電メーカーの他、家電製品の輸入業者が含まれます。

《事業所からの排出について》

Q16. 事業所で使われている機器でも対象となりますか。

事業者

A16. 事業所で使われている場合でも、家庭用として製造・販売されているエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機であれば家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象となります。
なお、業務用機器は対象外です。

Q17. 事業所はどのような方法で対象機器を処理すればよいですか。

事業者

A17. 原則として、次のいずれかの方法で対象機器を処理します。

- ①同種の危機を購入し、買い換えようとしている場合は、家電販売店に当該機器の引取を依頼する。
- ②当該機器を販売した家電販売店に引取を依頼する。
- ③自ら指定引取場所に持ち込む。
- ④産業廃棄物収集運搬業者に委託して指定引取場所に運搬する。

Q18. 事業所で使われている機器を処理する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は必要となるか。

事業者

A18. 排出事業者が家電リサイクル法に定められた業者（小売業者、製造業者等、指定法人）やこれらの業者から委託を受けた業者に引き渡す場合は、マニフェストは必要ありません。
なお、指定引取場所までの収集運搬を産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合は、マニフェストが必要になります。判断に迷われる場合は別途ご相談ください。

委託先	家電 リサイクル券	マニフェスト	収集運搬業の 許可
家電販売店（小売業者）、製造業者等、指定法人、製造業者及び指定法人から委託を受けている業者	必要	不要	不要
家電販売店（小売業者）から委託を受けている業者	必要	不要	必要 （一般廃棄物 又は産業廃棄物）

産業廃棄物収集運搬業者 (指定引取場所までの収集運搬を委託)	必要	必要	必要 (産業廃棄物)
-----------------------------------	----	----	---------------

Q19. メーカー以外の者に処分を委託してもよいですか。

事業者

A19. 家電リサイクル法では、排出者が廃家電を小売業者や製造業者等にリサイクル料金を支払って引き渡すことにより、本制度の円滑な運営に繋げていくことを求めています。

《その他》

Q20. 外国製品も対象ですか。

家庭 事業者

A20. 国内で使用されている対象家電製品（4品目）はすべて家電リサイクル法の対象になります。日本の販売店で買った外国製品は、国内製品と同じ扱いです。海外で買った製品ならば、同種の製品を買い換える際に小売店に引き取ってもらえます。

Q21. エアコン、冷蔵庫・冷凍庫に含まれるフロンガスはどうなるのですか。

家庭 事業者

A21. これらに含まれる冷媒フロンについては、メーカーがリサイクルをする際にあわせて回収・処理されることとなっています。小売店には収集・運搬にあたり漏洩防止措置をとることが求められます。

※平成16年4月1日より、冷蔵庫・冷凍庫に使用されていた断熱材フロンの回収・破壊等が義務づけられました。

東京都では、「環境確保条例」（正式名称「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」）が平成13年4月1日より施行され、フロン類の大气中への排出が禁止されています。

Q22. 家電製品がきちんとメーカーに引き渡されているか確認したいのですが。

家庭 事業者

A22. 家電リサイクル券により、引き取ってもらった販売店や[家電リサイクル券センター](#)（[RKC](#)）で確認することができます。対象家電製品の引渡時に家電リサイクル券の写しを受け取り、大切に保管しておいてください。

Q23. 対象の家電製品を、「無料回収」を謳う回収業者に引き渡してもよいですか。

家庭 事業者

A23. 違法な不用品回収業者である可能性がありますので利用しないでください。違法な不用品回収業者を利用した場合、高額請求や、回収された廃家電の不法投棄や不適正処理により、環境汚染につながるおそれがあります。家電販売店に引取を依頼するか、家電リサイクル券を購入して指定引取場所に自ら持ち込むか、事業者の方であれば有効な許可を持った産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への運搬を依頼する等、適切な方法で処理を行ってください。

違法な不用品回収業者については[こちら](#)をご覧ください。